

青梅市規則第23号

青梅市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月14日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

青梅市一般職の職員の住居手当に関する規則(平成17年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(別記様式)」の次に「または電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システム」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)



(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、適用日以後、施行日までの間に提出された住居(変更)届については、この規則の規定にもとづき提出されたものとみなす。